

寄 付 行 為

財団法人 大牟田医療協会

財団法人 大牟田医療協会寄附行為

第1章 名称及び事務所

- 第 1 条 本財団法人は、大牟田医療協会と称する。（以下 本会 という）
- 第 2 条 本会の事務所は、福岡県大牟田市臼井町 2 3 番地 1 に置く。
- 第 3 条 本会の公告は、西日本新聞社に掲載して行なう。

第2章 目的及び事業

- 第 4 条 本会は一般勤労市民に対する社会福祉に必要な事業を為すことを目的とする。
- 第 5 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう。
1. 南大牟田病院の運営、管理及び一般勤労者、市民に対する医療保護事業。
 2. 南大牟田クリニックの運営、管理及び一般勤労者、市民に対する医療保護事業。
 3. 社会的、医学的、調査研究事業。
 4. 生活と健康の為の無料相談事業。
 5. 災害地住民に対する救援の為の活動と無料医療班の派遣の為の事業。
 6. 居宅介護支援事業。
 7. 介護予防通所介護事業および通所介護事業。
 8. 介護予防訪問看護事業および訪問看護事業。
 9. 介護予防認知症対応型共同生活介護事業および認知症対応型共同生活介護事業。
 - 1 0. 介護予防特定施設入所者生活介護事業および特定施設入所者生活介護事業。
 - 1 1. ホームヘルパー（2 級）養成研修事業。
 - 1 2. 介護予防訪問看護ステーション事業および訪問看護ステーション事業。
 - 1 3. 介護予防訪問介護ステーション事業および訪問介護ステーション事業。
 - 1 4. 介護予防通所リハビリテーション事業および通所リハビリテーション事業。
 - 1 5. 介護付有料老人ホーム事業。
 - 1 6. ケアハウス事業。
 - 1 7. 介護予防拠点施設事業。（地域交流施設サロン・すいせん）

18. 通院退院対応在宅型生活援護支援高齢者専用多目的施設事業。
19. その他必要な事業。

第3章 資産及び会計

- 第6条 本財団の資産は次のとおりとする。
1. 別紙財産目録記載の財産。
 2. 設立後の寄附金品
 3. 諸種の財産から生ずる果実。
 4. 事業に伴う収入。
 5. その他の諸収入。
- 第7条 本会の資産はこれを基本財産及び普通財産とする。基本財産は別紙財産目録中基本財産の部に記載する資産及び将来理事会及び評議員会の議決を経て基本財産として繰り入れられる資産を以ってし、普通財産は本法人の資産より基本財産を控除した残余財産の全部とする。
- 第8条 本会の事業により生ずる資産中、現金は郵便官署、确实なる銀行または信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは确实な有価証券に換えて保管するものとする。
- 第9条 基本財産は処分してはならない。但し特別な理由がある場合には理事会及び評議員会の議決を経て処分することができる。
- 第10条 本会の資産は理事会及び評議員会の議決を経て定めた方法により理事会が管理する。
- 第11条 本会の予算は毎年会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。
- 第12条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 第13条 本会の決算については毎会計年度終了後2ヶ月以内に監査を経た上理事会及び評議員会の承認を受け、且つこれを福岡県知事に届け出るものとする。
- 第14条 決算の結果、剰余金を生じた時は理事会及び評議員会の議決を経て基本財

産又は通常財産に繰り入れるものとする。

第4章 役員

第15条 本会に次の役員を置く。

| | | |
|---------|-------|-------|
| (1) 理事 | 5名以上 | 8名以内 |
| うち 理事長 | | 1名 |
| 専務理事 | | 1名 |
| 常務理事 | | 1名 |
| (2) 監事 | | 2名 |
| (3) 評議員 | 10名以上 | 20名以内 |
| (4) 顧問 | | 若干名 |
| (5) 参与 | | 若干名 |

第16条 理事長及び専務理事、常務理事は理事の互選により選出する。

2. 理事長は本会を代表し業務を統括する。
3. 専務理事は理事長を補佐し理事長事故あるときは、その職務を代行する。
4. 常務理事は専務理事を補佐し専務理事事故あるときは、その職務を代行する。

第17条 理事及び監事は評議員会において選任する。但し本会経営の病院の管理者及び診療所の管理者、施設の管理者は必ず理事に加えなければならない。

2. 理事は本会に関する重要事項を審議し事務を処理する。
3. 理事は本会寄附行為の定める外に、本会の代表する行為を為すには理事長の特定の委任、又は理事会の議決を経なければならない。
4. 監事は民法59条に規定する職務を行なう。
5. 顧問又は参与は理事会において推薦した者につき理事長が委嘱し、本会の主要事項について理事会の諮問にあずかる。

第18条 評議員は理事会において推薦した者につき理事長が委嘱する。

2. 評議員は評議員会を構成し本寄附行為に定められた職務を行なう。

第19条 役員任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠により就任した役員任期は前任者の残留期間とする。
3. 理事及び監事は任期満了後、後任者の就任するまでその職務を行なうもの

とする。

第5章 会 議

第20条 会議は理事会及び評議員会とする。

第21条 理事会は理事長が招集しその議長となる。

2. 理事会は理事の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。
3. 理事会に出席できない理事は書面により又は他の出席理事に委任して表決することができる。
4. 理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は当該事項についてその議決権を行なうことができない。
5. 理事会の議事は別段の定めあるものの外、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第22条 理事長は毎年2回5月と2月に評議員会を招集しなければならない。

但し理事長において必要と認めたときは臨時に開くことができる。

2. 理事及び監事は評議員会に出席して議事に関する意見を述べることができる。
3. 評議員の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があった時は理事長は評議員会を招集しなければならない。
4. 理事長は、緊急決議を要する場合において、評議員会の組織員全員の同意があるときは、書面により議決を求めることができる。
5. 前項の場合において、決議の目的である事項について評議員の過半数が書面をもって同意したときは、評議員会の決議があったものとみなす。

第23条 評議員会の議長は評議員の互選によって定める。

第24条 評議員会は評議員の半数以上が出席しなければ議事を開くことができない。

2. 評議員会に出席することのできない評議員は書面により又は他の出席評議員に委任して表決することができる。
3. 評議員の議決事項につき特別の利害関係を有する者は当該事項についてその議決権を行使することができない。
4. 評議員会の議事は別段の定めあるものの外、出席評議員の過半数で決し可否同数のときは議長の決するところによる。

第25条 次に掲げる事項に関しては理事長は、理事会の議決を経て評議員会に諮り

議決しなければならない。

1. 寄附行為の変更。
2. 基本財産の作成及び処分。
3. 事業計画の作成。
4. 決算の承認。
5. 損失金処分案の決定。
6. 借入金額の最高限度額の決定。
7. 本会の解散。
8. 他の財団法人との合併契約の締結。
9. その他の重要事項。

第6章 寄附行為の変更

第26条 本寄附行為を変更しようとするときは理事及び評議員の総数のそれぞれの4分の3以上の同意を得、且つ福岡県知事の認可を受けなければならない。

第7章 解散及び合併

第27条 やむを得ない理由あるときは理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、且つ福岡県知事の認可を得て本会を解散することができる。

第28条 本会が解散したときは理事長が清算人となる。但し理事会の議決によってその他の者から選任することができる。

第29条 本会が解散した場合の残余財産は国・地方公共団体、又は本会と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第30条 本会は理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の同意を得、且つ福岡県知事の認可を得て他の財団法人と合併することができる。

第8章 附 則

第31条 本寄附行為の施行細則は理事会及び評議員会の議決を経て定める。